

編集委員会 会議録

会議の名称	第14回 編集委員会（実質的な協議の13回目）
開催日時	平成20年10月2日（木）18時35分から22時15分
開催場所	川口市 第二庁舎 地下会議室
出席者	（委員長）鈴木委員長 （副委員長）碓委員、木岡委員 （委員）落合委員、石井（邦）委員、河合委員、森委員、小島委員、北原委員 （オブザーバー）金井部会長
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回運営調整部会の開催結果について ・各部会からの意見について
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会からの意見集
発言内容	<p>■第8回運営調整部会の開催結果について</p> <p>○起草作業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部会から出されたメンバー構成の案はまとまらなかった。よって、策定委員会正副委員長と私で決めることとなった。 ・各部会から1名ずつ出すとの意見が多かったが、これは起草作業と平行して検討部会を開催することを考慮した意見であった。（以上、委員長） <p>○今後のスケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16日までに起草作業のメンバーを確定する。 ・パブリック・コメントは2回行うこととなった。通常30日以上行うこととなっているが、2回目の日数については未定である。 ・素素案と素案の確定時に全体会を開くという考えから、素素案を確定するために10月16日に全体会と運営調整部会を開催することとなった。 ・また、16日の全体会と運営調整部会では起草作業のメンバーも報告されることとなる。 ・さらに、市民フォーラムのアンケートで寄せられた意見の取扱いについては、編集委員会で今から検討するのは難しいので、どのようにするかは16日に議論になると思う。（以上、委員長） <p>■各部会からの意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日は、素素案（たたき台）に対する各部会からの意見（検討結果）について検討し、編集委員会としての素素案を確定したい。素素案はパブ

リック・コメントにかけるので、2案併記というわけにはいかない。従って、編集委員会で一本化することとしたい。(委員長)

- ・まだ、まとめ切れない項目が出てきそうなので、また、パブリック・コメントは2回あるので、1回目で1本化に拘らなくてもいいと思うが、事務局はどう考えるか。
- ・割れたところは「意見が分かれている」と記載する方法もあると思うが、基本的には成案の前の段階（つまり、統一されているもの）でご意見を伺うものと認識している。
- ・名称などは市民の意見を聞きたいと思うので、このままでよいと思う。
- ・基本的には成案（統一したもの）を示すのが正論であるが、意見が割れる部分は、そのまま注釈を付して示すのが一番よいと思う。特に、名称については複数案を提示してもよいと思っている。
- ・起草委員会の役割が何なのかがよく分からないが、16日までにはある程度絞り込まなくてはならないと思われる。
- ・編集委員会と同様の機能を持っていると考えていいと思う。さらに、各項目間の整合を取り、条文化していくのが任務である。(委員長)
- ・条例案にほぼ近いものが素案だと考えているので、法制担当も加わって素案を作成していくということだ。通常の流れは、①担当課が条例案を作成→②条例案の予備審査(法制担当)→③条例案の本審査(法制担当)→④条例案を議会へ提出→⑤議決(成立)→⑥公布(制定)→⑦施行(効力発生)である。起草委員会で想定しているのは①②の作業までである。
- ・従って、意見が分かれているものを一本化する作業①も期待されている。
- ・「一本化しない」という発言の趣旨は「一本化できなかったものを無理にまとめる必要はない」という意味での発言であり、パブリック・コメントには注釈付きで素案を出すことも可能と考える。
- ・起草委員会にどういう資料を渡すかによって効率性が左右されるので、素案をもっと絞り込んで起草委員会に渡したいと考えている。

- ・さらに、成果物としてどれだけのものが出せるかが、編集委員会の評価にもなるだろう。
- ・パブリック・コメントや対話集会で既に議論された意見が出された場合を考えると、起草委員に編集委員を入れたほうがよいのではないかとの意見もあった。
- ・いずれにしても、素案はきちんと確定したいと考えている。(以上、委員長)
- ・パブリック・コメントには、割れている意見をそのまま複数案示すのは適切でないと思うがどうか。
- ・策定過程にかなり矛盾があると思う。起草委員の役割が明確でないのに、スケジュールが決まっているのは疑問に感じる。
- ・さらに、期間を短縮することはできると思うが、割れている意見の一本化など、起草作業は重要なので慎重な議論が必要だと思う。
- ・起草委員の役割として、素案を作るという目標は決まっていると理解している。
- ・また、編集委員会では、なるべく割れた意見を一本化するが、どうしてもまとめられない意見は、素案に解説を付ければ、パブリック・コメントを行っても問題ないと考えられる。
- ・それでは、素案（たたき台）に対する各部会の意見を紹介してほしい。(以上、委員長)
- ・全体として硬いイメージがあるので、名称に「みんなの」を入れるべきとの意見があった。
- ・「市民」については、「平和」という語句を入れたいとの意見があった。
- ・「協働」の原則については、市から市民への発注になってはいけないとの意見があった。さらに、説明の中の「・・・正当な・・・」の意味がよく分からないとの意見もあった。
- ・「行政評価」については内部で行っているので、「・・・できる」でよいとの意見があった。
- ・「コンプライアンス・倫理」について、2つ目の「オンブズマン」は、法令順守と高い倫理観という言葉で吸収できるのではないかとの意見があった。また、「置くことができる」でもよいとの意見もあった。

- ・その他には、市政オンブズマンについては年間数千万のコストがかかる中で必要性はあるのかという意見や、監査制度があればよいとの意見、運用検証をしっかりと行えばよいとの意見があった。
- ・前文は、第1検討部会の前文を生かしつつ修正したが、第5検討部会としては、「おやこ育ちのまちづくり」というフレーズは入れてほしいと思っている。
- ・感想としては、各部会に意見を聞くというのは丁寧でよいと思うが、同じ議論が繰り返される点が困ったところだと思う。
- ・「住民投票制度」については常設型のイメージだが、個別型のほうがよいとの意見があった。また、常設型に加えて「しなければならない」とすると、住民投票条例自体の制定が難しいのではとの指摘があった。
- ・「市民の役割」では「責務」についても言及するべきとの意見があった。
- ・「オンブズマン」と「運用検証委員会」は重複しているとの意見があったので、シンプルにしたほうがよいとの意見があった。
- ・なお、割れている意見は起草委員会に任せるべきだと思っている。
- ・「名称」について、第3検討部会は「川口市自治基本条例」でまとまった。
- ・全体的としては重複している内容が多いとの意見があった。
- ・同じような内容が散見されるので、主語別に項目を集約するとよいとの提案があった。
- ・「市民の責務」について、権利だけではなく責務についても規定するべきとの意見があった。また、「事業者の責務」というのは、「社会的責任」にしたほうがよいとの個別的な意見もあった。
- ・「住民投票」など個別に制定する条例については、まとめて逐条解説に追記するべきではないかとの意見があった。
- ・「財政」については、費用対効果についても言及してほしいとの意見があった。
- ・「市政オンブズマン」は設けなくて、「運用検証委員会」の役割は大まかに定めればよいとの意見だった。
- ・「名称」については委員会だけでは決められないとの意見、「前文」については「地方自治」と「川口の歴史」等を定めるように修正案を出した。第2検討部会では、「自治基本条例」はツールであって、ビジョンを入れ

	<p>ることが重要との考えであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民の役割」については、「責務」を入れるべきとの意見があった。 ・「協働」の修正案については、説明に総務省の協働の定義を入れてほしい。 <p>・「協働」については市民活動の一環と考えていたが、市民参加は市民がアクターであり、協働は市民と行政がアクターとなるので、市民活動の一環とすることはできないと考えるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「名称」については、対話集会などで市民の意見を聞き、それを参考に決めてはどうか。 <p>・市民が主人公という点を強調するならば、そうした流れになるように体系について検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行政評価」については、PDCAに沿った記述もなされるべきだ。 ・「定義」については、「目的」と重複しているので、消したほうがよいとの意見、逆に残しておくとの意見があった。 ・「地域のビジョン」の削除は止むなしとの意見が多かった。 ・「市は市民の意見が適切に反映しなければならない」は、義務規定ではないかとの意見があった。 ・「協働」については、「市民が主人公」の中で、主体的な立場で市と一緒に何かをするという点は否定していない。協働について定義する必要があるのではないかとの意見があった。 ・「住民投票」については、川口で必要とする事態が起きたことがないので、「実施しなければならない」ではなく「実施できる」としたほうがよいとの意見があった。 ・「市長」については、「市長は市民の代表として」とするべきとの意見があった。「兼業禁止」については、努力規定若しくは義務規定として復活させるという意見があった。 ・市長が公正に職務を執行することが自治精神ではないか、「危機管理」はもっと詳しくしてよいのではないか、「総合計画」のところは説明を入れたほうがよいのではないかとの意見があった。 ・「財政」については、素直に読めない箇所があるので、3つ目、4つ目の丸を復活させるか、2つ目の丸に加筆が必要である。 ・「オンブズマン」は必要なので札幌市の事例を参考にしてはどうか、「条例運用」については特別の検証委員会を設けることなく監査等でチェックすればよいのではないか、見守りという意味では豊島区のように検証フォーラムを実施してもよいのではないかとの意見があった。
--	--

・これまでの意見では、「ビジョン」、「協働」、「川口らしさ」が削られているという指摘であった。

・前文については、特に修正意見はなかった。

～5分間休憩～

・一つ一つ議論しながら確認していくという前と同じことをもう一回繰り返すかどうか。(委員長)

・正副委員長に一任する部分があつてよいと思う。

・どうしてもコンセンサスを取りたいところを議論すればよいと思う。

・敢えて言うならば、名称と前文については意見を聞いて進めればよいと思っている。

・消した部分は合意があつて削除したはずだ。見え消しであるために復活要求が上がってきたと考えられる。

・特に「地域のビジョン」や「協働」については、編集委員会でコンセンサスが取れたから消したので、議論を蒸し返す必要はないと思う。

・消した中で復活したいという項目は少数なので、それをまず議論してはどうか。

・それでは、消したはずのものがいつまでたっても消えなくなる。

・削除した項目等は絶対復活させないというのは、部会に説明がつかない。

・各部会が議論したものの中で特に重要なものは、再度表明することを可とし、議論する時間をとってもよいのではないか。

・「市民の責務」、「地域のビジョン」、「協働」などは、復活が望まれているので、もう一回議論してもよいと考えているので、今回と次回で全体を最初から確認し、終わらなかつたところだけ正副委員長で調整したいと思う。

・それでは、もう再度議論すべきところとそうでないところとを色分けしていきたい。

- ・前文については取扱いがよく分からないので、次回もう一度議論する。
- ・名称については、市民に意見を聞くというのが共通認識としてあるようだが、対話集会で意見を聞くことについてはどうか。(以上、委員長)
- ・名称の理由が一番重要だが、一般市民に聞くと受けがいいものに偏る可能性があると思う。
- ・参考として意見を聞き、その上で考えればよいと思う。
- ・では、次回の運営調整部会に諮りたい。
- ・名称では、「川口市民自治基本条例」の復活の声もあったが、対話集会で聞く名称案を何個にするか考えたい。
- ・ただし、「明日の豊かな〜〜〜条例」は消すこととする。(以上、委員長)
- ・「川口市基本条例」がよいとの意見が3部会から上がっているので、それが多数意見であるということを示す必要があると思う。
- ・名称と前文を今議論する必要はない。また、4つ目を復活させるとの声があったので、現段階では4案並列でよいと思う。
- ・それでは、4案並列のまま対話集会で聞くこととする。(委員長)
- ・見え消しにしたもののうち、部会から復活要求がなかったものは、完全に消してしまってもよいと思う。
- ・編集委員会で本当に議論すべきものを各自が考えて次回に議論するほうが効率的である。今回は、一つ一つ確認し消すか復活させるかを議論すべきだと思う。
- ・「地域のビジョン」と「協働」、「市民の責務」が論点だと思う。
- ・その他に「市政オンブズマン」と「運用検証委員会」が論点である。(委員長)
- ・「市長」と「財政」についても復活の議論があったので、検討するべきだと思う。

○地域のビジョンについて

- ・「川口らしさ」は前文に盛り込めばよいということだった。(委員長)
- ・第2 検討部会から意見は、前文で生かすことができると思う。
- ・条例を作る究極の目的は何かということで、ルール作りなのか、目標とする川口市の将来像まで規定するのかが分かれ目だと思う。
- ・現段階では、編集委員会としてどちらに重点を置くのかについて、一定のコンセンサスを取るべきだと思う。
- ・ルール作りだとしても、ビジョンを設けることを否定するものではない。
- ・しかし、「地域のビジョン」という独立した項目を立てるのには違和感がある。
- ・「総合計画」との関連性を明記してもらいたい。
- ・「総合計画」という項目があるので、その中にうまく入れられると思うがどうか。
- ・項目としての「地域のビジョン」を削ることはコンセンサスがあった。
- ・前文に「地域のビジョン」を入れるには違和感がある委員もいる。
- ・「総合計画」のところで「地域ビジョン」を定めるという方法もあるので、「総合計画」のところで議論したい。(委員長)
- ・前文がない場合、どこに「川口らしさ」を出すのかという論点がある。
- ・本文中で「川口らしさ」を出すことはできるが、前文で出すほうがよいだろう。
- ・前文にビジョンを載せて、本文には載せないことを想定しているが、金井部会長のご意見を伺いたい。(委員長)
- ・盛り込む、盛り込まないではなく、ビジョンの内容に合意が取れていな

いことがネックである。

- ・心の内面に及ぶ内容はまずいといったようなコンセンサスはあったかと思う
- ・心の内面に及ばないような形で、うまくコンセンサスが取れるのであれば、第2検討部会のような前文もよいのではないか。
- ・さらに、自治基本条例前文に入れるのであれば、総合計画との乖離が起きないようにするにはどうするかとか、自治基本条例で細かくしすぎてしまうことで将来の政策方針を狭めかねないことなど、が問題であり、どうすれば、長期間変えなくてもよく、市民全体で共有できるビジョンが書けるかが課題である。(以上、オブザーバー)
- ・総合計画でビジョンを定めるとしている以上は、細かく規定しすぎないということは重要である。
- ・それでは、総合計画自体には地域社会のビジョンがあるので、条例からは「地域のビジョン」は削ることとする。併せて、前文に載せられるか検討し、載せる場合は総合計画との関係性を考えることとする。(委員長)
- ・第2検討部会の案(8項目)でコンセンサスが取れるのであれば、前文に生かせると考えられる。(オブザーバー)

○市民の役割について

- ・市民に「責務」を設けるかどうか。(委員長)
- ・議会、市長等と同じように「役割・責務」で統一したほうがよい。
- ・「市民は主人公」なので、「責務」は市民憲章等に委ねるという議論だったと思うがどうか。
- ・市政運営に関しては、市民は責務を負う必要はない。しかし、市民間の連携においては責務があってもよいので、分けて考えるべきだと思う。
- ・「責務」を入れる、入れないについては、他の主体での規定の仕方とのバランスによって決まるものではない。自治基本条例では、権力者の統制が目的だったと思う。市民に対して義務を課す条例ではないということは大前提だったはずだ。

- ・従って、「責務」は削除してよいと思う。
- ・統制の観点からは確かに市民は責務を負わない。しかし、事業者に対しては責務を課している。市民も事業者も同じような立場にあるので、公平性の観点から地域社会に対しては市民も責務を負うべきと考える。
- ・個人的には、個々人の地域社会への責任にどのようなものがあるのかを考えるのはよいと思っている。
- ・権利の裏側には必ず義務がある。
- ・なぜ責務が必要かの根拠付けが無いままになっている。
- ・権利だけを主張して責務が無いのはおかしいと思っている。
- ・「行動に責任をもたなければならない」というのは責務に関する記述である。また、タイトルが本文とズレていると思うがどうか。
- ・権利だけ主張しているのは片手落ちなので、「責務」は入れたほうがよいと思う。公に対して責任を持つという意味での「責務」が必要であり、関心を持ってもらうための「責務」である。
- ・そもそも無関心な市民に関心を持ってもらうという目的は同じの考えで、自治基本条例に規定するのは重要なことだ。しかし、感情論に流されてはいけないと思う。もっと議論を重ねて結論を出してよいと思っているが、「自らの発言と行動に」はカットすべきである。
- ・市民が市長や議員を選んで、職員には市長の手足となって頑張ってもらおうという条例である。市民間の事は「市民はお互いの権利を尊重する」程度に留めるべきと考える。
- ・さらに、モンスターペアレントや都合のよい協働等の問題は、ここに書く内容ではないと考える。
- ・表側の権利だけを書くことには反対である。
- ・逆に、今、あまりにも責任を持たない時代だからこそ、法的なものに入れ込んでおくべきだと考える。
- ・自治基本条例だからこそ書くべき内容と考えている。
- ・入れないことによって「川口らしさ」になると思う。

- ・入れるのであれば、明確な根拠を示さないといけない。
- ・市民が他の市民に対してどのような責任を持つのか記載するべきだ。
- ・権利が規定されている時点で、他者の権利侵害をしないという暗黙の義務がある。
- ・正にそういうことを記載するべきと考えている。権利に対する責任を持ちましょうということだ。
- ・何もしていない自由を侵害しかねないということも考えられる。
- ・主権者としての市民のステータスと住民としての市民のステータスをしっかり峻別して議論するべきだ。
- ・個人的な見解を述べると、まず、誰が誰に対して持つ責任、責務または権利なのかをはっきりさせないと議論が混乱する。
- ・そもそも信託をした側の市民が、信託をされた側の市長に対して責任を負うのは不自然である。
- ・「市民が他の市民に対して」という観点では、他の人の権利を尊重する義務はありそうということになる。ただし、その場合でも市民同士で投票有無や社会に対する関心の高低という点で責任を取られるのかというと、それは言い過ぎになる。
- ・市政として決めた事に課される義務は履行するは当然である。例えば、条例化されたらタバコのポイ捨ては止めるなどを挙げることができる。
- ・従って、他の市民の権利を侵害しない義務を負うというのは有りだと考える。
- ・そこにそぐわないものは、自治基本条例ではなく、市民憲章等で書くのもよいだろう。(以上、オブザーバー)
- ・他人の権利を侵害しない義務があるという形に流れているが、それを書くべきか、書かないべきかについては、上位法との関係を確認しなければならないと考える。
- ・自分自身への責任はどう取り扱うのか。市民は市民なりに責務があると思っている。

- ・また、たたき台の条文はかなり表現が厳しいので考えるべきだと思う。
- ・対市政と対市民で混同している部分があるのでその仕訳をしたい。以前もこのような仕訳の議論があったはずだ。(委員長)
- ・他の自治基本条例ではほとんど入っているのに、入れないというのは整合性の観点からどう見えるだろうか。
- ・モラルの低下は問題だと考えているが、それを自治基本条例で取り扱うのはどうかと考えている。
- ・市民と条例、市民と自治の間の責務が範囲だと考えられる。
- ・第2 検討部会では、市民参加に対してどう責任を果たすかが必要だという議論であった。
- ・公の部分に対する責任をどう規定するかであり、「やりましょう」という気持ちを表したいのである。
- ・思いは分かるが、実際に責務を果たせない人が出てくる可能性もある。
- ・載せるのであれば、どういう条文になるのか、あまり責任が重くなりすぎないように文章を考えてくることにする。(委員長)

○協働について

- ・「協働」という言葉と「市民が主人公」という概念がそぐわないために削除したが、部会の意見で「協働」を入れたいという思いがある中で、どういう考え方で議論するかをまとめるということだと思う。
- ・前回「協働」を削除したときの論点は、市民参加の範疇に入るからということだった。今回は入れ直すかが論点である。
- ・しかし、「市民参加」と「協働」はアクター等違いが多いと感じた。
- ・既に「協働」は行われているので、改めて「協働の原則」を入れる必要はないと思っており、「市民参加」で拾えると考えている。
- ・しかし、「市民参加」のルールに則っても解決できない課題がある場合に

は、「協働」について規定することも必要になってくる。

- ・民生委員等の肩書きがないと市に「協働」を求めることができないのか。そうであるならば、規定する必要があると思う。(委員長)
- ・問題は、たたき台の条文案だと、市から市民に「協働」を持ちかけることができない点である。
- ・市からの働きかけを否定することにもなるのか。
- ・書いてない場合は、肯定でも否定でもない。
- ・総務省の定義を今の書き方で担保できるのか。
- ・市民主権の概念と「協働」の概念とでは相容れないという考え方があるので、整合性は取れないと思うがどうか。
- ・行政は、権限はあるが権利は有していないと考える。労使関係は対等だが、市民—行政の関係では立場が対等ではない。行政から市民に色々な働きかけを行っているのも事実だが、最初に話し合おうという場面で対等かといわれると、実際にはかなり違う。事実上は「協働」といいながら、行政主導のことも多い。これは「協働」のときに強く意識しなければならないことである。
- ・「参加」の話で吸収できるのではないかという点では、「参加」と「協働」が大きく違うとは考えにくい。行動するアクターが違う、ということだけではピンとこない。対話が成立するということは一つ重要である。行政は絶対にそれに応えられるかという点は考える必要がある。
- ・また、民生委員等がうまく機能していればよいが、そうでない地域はどうするのか。
- ・市民が「行政の下請けにならない」ということが重要なのである。
(以上、オブザーバー)
- ・「協働の定義」については入れてほしいと思っている。
- ・下請けにならないということ、そうした議論があったということ、解説に入れるしかないと考える。
- ・なお、「正当な」を削除し、「誠実に協議する。」とする。(以上、委員長)

	<ul style="list-style-type: none">・ 「正当な」という表現は「何が正当か」が争われるし、市民にとって心理的障壁になる。
次回以降日程	<ul style="list-style-type: none">・ 10月6日（月）